

Lesson 2

# 税務

第10回

**出題・解説**  
 八木会計事務所  
 税理士

**八木正宣**

## 第1問

- 配偶者控除について述べた次の文章の中から、正しいものをすべて選んでください。
- ① 配偶者のパート収入が年間103万円を超えると、配偶者控除は適用されない
  - ② その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の配偶者に対する配偶者控除額は、10万円上乘せされる
  - ③ 配偶者控除と障害者控除との重複適用はできない

## 解説

今回は、配偶者に関する所得控除を取り上げます。配偶者に関する所得控除には、配偶者控除と配偶者特別控除がありますが、まず配偶者控除について解説します。

配偶者控除とは、納税者にその年の12月31日時点において、次の①～⑤をすべて満たす控除対象配偶者がいる場合、一定の所得控除が受けられるという制度です。

- ① 民法に規定する配偶者である（内縁関係は除く）
- ② 納税者と生計を一にする所得控除を取り上げる所得控除
- ③ 配偶者のその年の合計所得金額が38万円以下である
- ④ 青色申告者の事業専従者として専従者給与を受けていない、また
- ⑤ 同居特別障害者とは、特別障害者である配偶者のうち納税者または納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです。

配偶者控除額は、納税者にその年の12月31日時点において、次の①～⑤をすべて満たす控除対象配偶者がいる場合、一定の所得控除が受けられるという制度です。

- ① 民法に規定する配偶者である（内縁関係は除く）
- ② 納税者と生計を一にする所得控除を取り上げる所得控除
- ③ 配偶者のその年の合計所得金額が38万円以下である
- ④ 青色申告者の事業専従者として専従者給与を受けていない、また
- ⑤ 同居特別障害者とは、特別障害者である配偶者のうち納税者または納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです。

図表1 配偶者控除額

|            | 同居特別障害者 | 左記以外の人 |
|------------|---------|--------|
| 一般の控除対象配偶者 | 73万円    | 38万円   |
| 老人控除対象配偶者  | 83万円    | 48万円   |

図表2 給与所得控除額の速算表

| 給与等の収入金額        | 給与所得控除額                         |
|-----------------|---------------------------------|
| 180万円以下         | 収入金額×40%<br>(65万円に満たない場合には65万円) |
| 180万円超～360万円以下  | 収入金額×30%+18万円                   |
| 360万円超～660万円以下  | 収入金額×20%+54万円                   |
| 660万円超～1000万円以下 | 収入金額×10%+120万円                  |
| 1000万円超         | 収入金額×5%+170万円                   |

配偶者控除と障害者控除（通常の場合27万円、特別障害者の場合は40万円）が重複適用できます。例えば、配偶者が老人控除対象配偶者および同居特別障害者に当てはまる場合の所得控除額は、配偶者控除83万円と特別障害者控除40万円の合計123万円です。

また、パート収入は所得税の分類上、給与所得となります。給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じた給与所得控除額を差し引いて算出します（図表2）。

は白色申告者の事業専従者でない配偶者控除額は通常38万円ですが、配偶者の年齢や特別障害者に該当するかどうかによって異なってきます（図表1）。

図表1の老人控除対象配偶者とは、その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の配偶者のことで、同居特別障害者とは、特別障害者である配偶者のうち納税者または納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです。

なお配偶者が障害者の場合は、配偶者控除と障害者控除（通常の場合27万円、特別障害者の場合は40万円）が重複適用できます。例えば、配偶者が老人控除対象配偶者および同居特別障害者に当てはまる場合の所得控除額は、配偶者控除83万円と特別障害者控除40万円の合計123万円です。

また、パート収入は所得税の分類上、給与所得となります。給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じた給与所得控除額を差し引いて算出します（図表2）。



## テーマ 配偶者に関する所得控除

図表3 配偶者特別控除額 単位：万円

| 配偶者の給与収入       | 配偶者控除額 | 配偶者特別控除額 |
|----------------|--------|----------|
| 103万円以下        | 38     | —        |
| 103万円超～105万円未満 | —      | 38       |
| 105万円超～110万円未満 | —      | 36       |
| 110万円超～115万円未満 | —      | 31       |
| 115万円超～120万円未満 | —      | 26       |
| 120万円超～125万円未満 | —      | 21       |
| 125万円超～130万円未満 | —      | 16       |
| 130万円超～135万円未満 | —      | 11       |
| 135万円超～140万円未満 | —      | 6        |
| 140万円超～141万円未満 | —      | 3        |
| 141万円以上        | —      | 0        |

### 解説

配偶者特別控除は、配偶者控除を補完する者控除では、ほかに所得がなければ、対象となる配偶者の年間給与収入は最高で103万円ですが、配偶者特別控除では、141万円未満まで対象となります。つまり、配偶者の年間給与収入が103万円を超えるると控除額はいきなりゼロになるの

### 第2問

配偶者特別控除について述べた次の文章の中から、誤っているものをすべて選んでください。

① 配偶者のパート収入が103万円を超えると、配偶者特別控除は適用されない

② 控除を受ける年の納税者の合計所得金額が1000万円を超える場合には配偶者特別控除は適用されない

③ 配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けられる

配偶者控除は、配偶者の年間合計所得金額が38万円以下であることが適用要件です。配偶者の給与等の収入が年間103万円の場合、給与所得は38万円となり（103万円－65万円。ほかに収入がなければ、これが合計所得金額になる）配偶者控除が受けられませんが、103万円を超えると合計所得金額も38万円を超え、配偶者控除が受けられません。以上から、正解は①②です。

### ●納税者本人にも要件が…

配偶者特別控除を受ける納税者本人の要件は、「控除を受ける年の合計所得金額が1000万円以下であること」で、対象となる配偶者は、次の⑦～⑩の要件すべてを満たす必要があります。

- ⑦ 民法に規定する配偶者である
  - ⑧ 納税者と生計を一にしている
  - ⑨ 青色申告者の事業専従者として専従者給与を受けていない、または白色申告者の事業専従者でない
  - ⑩ 納税者以外の人の扶養親族となっていない
  - ⑪ 年間の合計所得金額が38万円超76万円未満である
- また、配偶者特別控除は、夫婦の間で互いに受けることはできません。
- 以上から、正解は①③です。 **88**